

特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会定款

設立 平成 15 年 11 月 28 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を長野県長野市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立生活に関する就労支援や社会福祉施設及び作業所等の授産活動活性化事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の就労支援事業
 - ② 障害者の製品の普及・啓発事業
 - ③ 授産業務の受注・斡旋事業
 - ④ 授産製品の研究・開発事業
 - ⑤ 障害者の作業の場と情報提供事業
 - ⑥ 社会福祉等に係わる者、ボランティアの啓発研修事業
 - ⑦ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① イベントなどの実施事業
 - ② 各種講座への講師派遣事業
 - ③ 文化、芸術又はレクリエーションの振興を図る事業
- 2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参加する個人又は団体とする。
- (2) 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、会運営の側面的援助をする個人又は団体とする。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 10 人以内
- (2) 監 事 2 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長、1 人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、決議の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種 別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催することとし、開催時期は 5 月とする。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事からの招集があったとき。

(招 集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等のものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事録については、次に事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 31 条 理事会は理事をもって構成する。

(権 能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上の署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の承認を得なければならない。

(解 散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会で定める者に譲渡するものとする。

(合 併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の決議を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画並びに収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

個人会員

- 入会金 5, 000円
- 年会費 3, 000円

団体会員

- 入会金 5, 000円
- 年会費 別 表

(別 表)

団体(施設)の定員	年 会 費
20 ～ 29名	13, 000円
30 ～ 39名	18, 000円
40 ～ 49名	23, 000円
50名以上	28, 000円
小規模通所授産(定員にかかわらず)	10, 000円
共同作業所 (定員にかかわらず)	5, 000円

賛助会員

個 人	(1) 入会金	5, 000円
	(2) 年会費	3, 000円
団 体	(1) 入会金	20, 000円
	(2) 年会費	10, 000円

別 表 設立当初の役員

役 職 名	氏 名
理 事 長	井 本 達 三
副 理 事 長	松 丸 道 男
副 理 事 長	白 戸 洋
常 務 理 事	加 藤 節 子
理 事	川 村 俊 夫
理 事	小 池 邦 子
理 事	河 野 正 弘
理 事	諏 訪 元 久
理 事	堀 川 勝 巳
理 事	堀 米 信 一
監 事	島 津 隆 雄
監 事	宮 越 洋 介

【定款改正経緯】

平成20年3月27日 一部改正

【議決 平成20年3月27日 認証 平成20年9月22日 登記完了 平成20年10月2日

(会の名称変更ほか)

「特定非営利活動法人長野県セルフセンター」→「特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会」
専務理事を新たに設置

【 別 掲 】

【入会金、会費の改定経過】

(平成18年5月25日改定)

個人会員

- (1) 入会金 5, 000円
- (2) 年会費 3, 000円

団体会員

- (3) 入会金 5, 000円
- (4) 年会費 別 表

(別 表)

団体(施設)の定員	年 会 費
20 ～ 29名	15, 000円
30 ～ 39名	20, 000円
40 ～ 49名	25, 000円
50名以上	30, 000円
小規模通所授産(定員にかかわらず)	11, 000円
共同作業所 (定員にかかわらず)	6, 000円

賛助会員

- 個 人 (1) 入会金 1, 000円
- (2) 年会費 3, 000円
- 団 体 (1) 入会金 2, 000円
- (2) 年会費 10, 000円

参考

(平成21年4月1日 予定であったが改正せず 次期改正参考とする 平成23年度以降)

個人会員

- (1) 入会金 5, 000円
- (2) 年会費 3, 000円

団体会員

(3) 入会金 5,000円

(4) 年会費 別表

(別表)

団体(施設)の定員	年会費
1 ～ 9名	6,000円
10 ～ 19名	11,000円
20 ～ 29名	15,000円
30 ～ 39名	20,000円
40 ～ 49名	25,000円
50名以上	30,000円

賛助会員

個人 (1) 入会金 1,000円

(2) 年会費 3,000円

団体 (1) 入会金 2,000円

(2) 年会費 10,000円

【定款改正経緯】

平成24年5月23日 一部改正

団体(施設)の定員	年会費
19名以下	10,000円
20 ～ 29名	15,000円
30 ～ 39名	20,000円
40 ～ 49名	25,000円
50名以上	30,000円

年度中途加入の場合10月1日以降の加入については半額とする。

(適用期日は、平成24年4月1日からとする。)

【定款改正経緯】

平成29年8月31日 一部改正

【定款改正経緯】

令和3年5月28日 一部改正